

■ 論 説 ■

原子力と国際協力

International Cooperation in Nuclear Energy Activities

村 田 浩*

Hiroshi Murata



1. 原子力平和利用は国際協力から始まった

1953年12月： アイゼンハワー米大統領の“Atom for Peace” 宣言と協力援助計画の始動。具体的にはUSAEC レポートの無償供与と研究炉建設援助のため35万ドル提供。

1955年9月： 国連主催第1回原子力平和利用国際会議ジュネーブにて開催される。米・ソを中心として原子力研究に関する歴大な報告資料が提出され、原子力平和利用活動を一挙に世界に広めた。

1957年9月： 国連の専門機関としてウィーンに国際原子力機関 (IAEA) 創設される。初代事務総長に米のスターリング・コール氏就任。

2. 原子力国際協力の諸段階

- I 米・ソ主導の下に体制作り (1953—1960)
- II 国際機関を中心とする発展 (1960—1970)
- III 中進国の出現と核拡散防止条約の展開 (1970—1977)
- IV 国際核燃料サイクル評価と保障措置体制の強化 (1977—1984)
- V 開発途上国への発展, 中国の参入 (1984—)

3. 日中原子力協力の動き

(1) 日本原子力産業会議は1979年から中国政府と接触を開始し、使節団の相互派遣を実施、会議内に日中原子力協力連絡委員会 (円城寺委員長) を設置。

1981年9月、核工業部との間に協力覚書を調印、日中協力交流計画が具体的に始動、爾來毎年1回代表者会議を開催し、交流計画の内容を検討、現在ま

- で、往復42項目、計4,011人日の交流が行われている。
- (2) 交流計画が原子力発電技術・建設・運転管理技術にまで及び、また中国自体の原子力発電所建設への協力参加が求められるに至り、原産・核工業部の覚書の範囲ではカバーしきれない状況となった。
- (3) 中国の自主技術による秦山原子力発電所建設に当り主要機材 (原子炉压力容器等) を供給するため平和目的利用を確認する日中政府間覚書が結ばれた。(1984年3月)
- (4) 中国はさらに幅広い原子力発電分野における協力を希望しているため、引続き日中原子力協力協定交渉が開始され、近く締結の見通しである。

4. 日中原子力協力における諸問題

- (1) 国際原子力機関加盟の問題
原産・核工業部ベース等を通ずる^{しようよう} 態度もあって、中国政府は当初不参加を表明していた国際原子力機関に正式加盟 (1984年1月)、さらに常任理事国に選ばれた。(1984年9月)
- (2) 日中原子力協力協定交渉を通じ、我が国政府の強い要望に応え、中国政府も国内原子力施設に対し米・英・仏と同様、国際原子力機関の保障措置を任意に受入れる (Voluntary Submission) と表明。従来、主権国家且つ核保有国として一切の保障措置は受入れられないとしていた中国政府としては大きな政策転換といえる。
- (3) 中国は日本からの原子力発電技術の導入を強く希望しているとともに、その見返りとして、中国のウラン鉱山の開発とウラン供給を提案してきている。そのほか、新規ウラン鉱の共同探査計画も進められている。
- (4) 中国の原子力発電計画については、既に米、仏、西独、伊等が市場開拓を目指して積極的に動いてお

* 日本原子力産業会議副会長

〒105 東京都港区新橋1-1-13 (東新ビル)

(註) 昭和60年4月24日 (水) 学士会館にて開催の第6回定時総会で特別講演

り、競争的立場にあるが、これに対応するためには、民間産業のみでなく政府も一致協力してあたる必要がある。(仏は協力覚書調印、西独、米は協力協定調印済み)

- (5) 中国の原子力発電計画は技術的には核工業部が中核であるが、水利電力部・機械工業部・冶金工業部等が参画し、全体の調整は国家科学技術委員会が当る仕組みであり、機能的にまだ十分に成熟していない面が見られる。中国との協力を成功させるためには、単に機材・部品の供与・技術者養成等に協力するだけでなく、プロジェクト企画管理のごときソフト面の協力を促進することが必要と考えられる。
- (7) 日中原子力協力の推進は、或る意味で、今後の開発途上国との協力を進めるにあたり、おおいに参考となるものと思われる。

5. 双務的協力と多角的協力

- (1) “Atom for Peace”の掛け声のもとに、初期段階から米・ソを中心とする双務協定が締結され、それぞれのネットワークが作られた。我が国も最初の原子力協力協定を米国と1955年に結んでいる。
- (2) 日米協定はその後数回にわたり改訂され、現在は1968年7月10日発効(有効期間35年)のものがあるが、この他日加、日英、日仏、日豪間の双務協力協定が締結されている。(表2参照)

- (3) これら協定では原子力平和利用分野における情報交換、資材、設備等の供給、施設の使用、役務の提供等を範囲としているが、同時にこれら提供を受けた資材、設備等が平和目的にのみ利用されることを確認するため、保障措置を受けるものとされている。
- (4) 保障措置の内容は、簡単にいえば、提供を受けた核物質等の正確な計量管理報告の義務と、それを検証するための査察の受入れからなるが、協定当事国の合意により、保障措置を国際原子力機関に移管し、同機関の保障措置を受入れるのが通常の見取りきめとなっている。
- (5) 一方、多角的協力は、種々の国際機関に参加することにより、多角的協力の場で協力をすすめるものである。(表1参照)

現在、原子力分野における国際協力機構としては、前記国際原子力機関(IAEA, 加盟国115)のほかOECD原子力機関(NEA, 加盟国23)などがある。

- (6) これら多角的組織はいずれも加盟国の平和利用推進に対し援助協力するものであるが、OECD関係機関を除き、軍事転用防止のための保障措置機能を併せ持っている。この点でヨーロッパEC加盟国によるユーラトム機構(EURATOM)は特殊な地位を有している。
- (7) わが国は原子力研究開発に着手した当初から国際原子力機関を積極的にサポートし、技術協力面でも

表1 原子力関係の国際機関

機関名(上部機関)	設立年	加盟国数	日本の加盟年	目的	沿革
国際原子力機関 International Atomic Energy Agency(IAEA) (国際連合)	1957年	110 (1978年8月現在)	1957年	世界の平和、健康および繁栄のための原子力の貢献を促進し、増大すること。機関は、その提供した援助がいかなる軍事目的を助長するような方法でも利用されないように確保しなければならない。(IAEA憲章による)	1953年12月、国連第8回総会においてアイゼンハワー-米国大統領提唱
OECD原子力機関 OECD Nuclear Energy Agency(OECD-NEA) (経済協力開発機構)	1972年 (前身のENEAは1959年)	23 (1978年4月現在)	1972年	原子力平和利用における協力の発展を目的とし、そのために共同事業、共通サービス、技術協力、行政上および規制上の問題の検討、各国法の調査、経済的側面の研究を行う。	1959年12月、欧州原子力機関(ENEA)設立。1965年、日本準加盟。1972年正式加盟
OECD国際エネルギー機関 OECD International Energy Agency(O-IEA) (経済協力開発機構)	1974年	18 (準加盟1) (1978年4月現在)	1974年	石油依存軽減を図るため、次の分野での協力方を講ずる。 ① 緊急対策 ② 長期協力 ③ 石油市場 備蓄義務・需要抑制・緊急融通 エネルギー節約・代替エネルギー源の開発・研究開発・濃縮ウランの緊急融通 ④ 産油国等との関係	1974年2月、ワシントン・エネルギー会議(主要石油消費国会議)においてエネルギー調整グループ設置。同年11月に機関設立。

NEA加盟国(23カ国)

IEA加盟国(18カ国)

フランス、オーストラリア、アイスランド、ノルウェー、ポルトガル、フィンランド	日本、西ドイツ、カナダ、イギリス、スウェーデン、スイス、デンマーク、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、スペイン、アイルランド、トルコ、ギリシャ、米国	ニュージーランド
--	---	----------

表2 我が国が締結している二国間原子力協定

規制項目	日加協定	日米協定	日英協定	日仏協定	日豪協定	新日豪協定
発行日(有効期間)	60.7.27(80.9.2改正) (10年+自動延長)	68.7.10(73.12.21改正 35年)	60.10.15(30年)	72.9.22(10年+ 自動延長)	72.7.28(25年)	82.3.5署名(30年、 見直し条項あり)
1. 平和目的への限定	あり	あり	あり	あり	あり	あり
2. 平和的核爆発利用の 禁止	あり	明示的規定なし	同左	同左	同左	あり
3. 設備、資材(核物質 等)の管轄外移転の 規制	供給国の事前同意(適用 対象の拡大みなし設備規 定等)	供給国の事前同意	同左	移転先でIAEA保障措置 下におかれるか、供給国 の事前同意(設備は対象 外)	同左	供給国の事前同意(適用 対象の拡大、みなし設備 規定等)
4. 核物質の再処理の規 制	供給国の事前同意	日本国内施設で行うとき は、両国の共同決定*に 基づいて、国外施設で行 うときは相互に合意する 施設で行う。	なし	なし	なし	附属書Bに定める条件に 従う。(いわゆるプログラ ム・アプローチ)
5. 核物質の20%以上の 濃縮の規制	供給国の事前同意	なし (ただし、米国が供給す るウランの濃縮度は、原 則として、20%以内)	なし	なし	なし	両政府が文書で合意する 条件に従う。
6. プルトニウム、高濃縮 ウランの貯蔵の規制	備蓄等の場合のみに関し 供給国の事前同意	なし	なし	なし	なし	なし(しかし、プログラ ム・アプローチ上は想定)
7. 情報の管轄外移転の 規制	機微な情報(濃縮、再処 理、重水生産又は重水減 速炉に関する情報)につ いては、供給国の事前同 意	なし	なし	なし	なし	機微な技術(濃縮、再処 理、重水生産等に関する 情報)については、供給 国の事前同意
8. 保障措置の適用 (Safeguard: SG)	NPTSGA(これが失効 した場合には、両国で合 意した保障措置)	三者間協定は、NPTSG A発効により停止されて いる。	同左	同左	同左	NPTSGA(これが失効 した場合には、NPTSGA と同等の範囲及び効果を 有する機微な保障措置、こ れも失効した場合には、両 国で合意した保障措置)
9. 核物質防護措置 (Physical Protec tion:P.P.)	ロンドン・ガイドライン に沿った措置	なし	なし	なし	なし	① 核燃料についてロン ドン・ガイドラインに 沿った措置 ② 設備、資材、情報に ついては、国内法令の 範囲で対処する
10. 期制の有効期間	有効期間失効後も協定対 象物質がある限り有効	協定有効期間中 (返還請求権あり)	同左	同左	同左	有効期間失効後も協定対 象物質がある限り有効 (返還請求権あり)
備考		*共同決定: 1977年9月 12日付け1980年2月24日 付け				

保障措置面でもIAEA中心主義をとっているが、同時に、原子力開発利用を進める上に不可欠の情報、資材、設備等の供給は双務的協力に依存する体制をとってきている。

6. 国際原子力機関の役割と問題

- (1) 国際原子力機関 (IAEA) の機能はその憲章に定めるところであるが、要約すれば次の如くなる。
 - i) 先進工業国間の多角的研究協力の促進
 - ii) 開発途上国への技術援助協力の実施
 - iii) 国際的原子炉安全基準等の設定
 - iv) 原子力情報の収集伝達 (INIS)
 - v) 保障措置の実施と改良
- (2) 上記の諸機能のうち、i)~iv)は協力の positive な面であり、v) はいわばnegative な面であるが、IAEAの活動は常にこの両者のバランスの上に立つ形となっている。
- (3) しかし実際には、世界の原子力施設と核物質流通量の増加、さらに1970年核拡散防止法の成立にともなう保障措置量の増大等のため、IAEAの年次予算

(1985年現在総計1億5,000万ドル)に占める保障措置関係予算人員が次第に増加する一方、開発途上国へ対する技術援助予算が伸びなやみ、このことが加盟国の多数を占める開発途上国(その中心はG-77)の不満を高めている。

- (4) 開発途上国の不満は1980年の第2回核拡散防止条約レビュー会議において最高頂に達した感があるが、1981年IAEA事務総長にDr. Hans Blix (スウェーデン) が就任し、開発途上国援助計画に努力するにおよび、やや沈静化しつつあるように見受けられる。しかし、本年9月の第3回レビュー会議並に1986年の国連主催原子力平和利用国際会議開催に向けて、なお、開発途上国側の不満が噴出するおそれがある。
- (5) わが国は、急速な経済成長の結果、IAEA年間負担金(割当繰出金並に任意負担金合計)は、米・ソに次ぐ多額繰出国であるにもかかわらず、IAEA活動に直接参加する出向職員数は、他の欧州諸国を大幅に下廻っている。わが国の原子力協力政策を国際機関の場を通じて積極的に打出し、寄与していくためには、早急に解決を要する問題である。同様のこ

表3 原子力に関する主な多国間条約、協定等の例

<p>1) 国際原子力機関憲章 (Statute of International Atomic Energy Agency) (1957年7月29日発効, 日本は1956年10月26日署名, 1984年12月現在加盟国115国) 有効期間: 特に定めない。 主な内容: (イ) 国際原子力機関の設置, 目的, 組織, 業務, (第1条~第7条) (ロ) 情報交換の実施および提供 (第8条) (ハ) 物質の提供 (第9条) (ニ) 役務, 設備および施設の提供 (第10条) (ヘ) 技術援助 (フェローシップ, 情報交換, 専門家派遣, 研究契約, 訓練コース) (第11条) (コ) 保障措置の実施 (第12条)</p>
<p>2) 核兵器不拡散条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT) (1970年3月5日発効, 日本は同年2月3日署名, 1976年6月批准, 1978年12月現在NPT加盟国102カ国) 有効期間: 25年間 (25年経過した時に無期限か一定期間の延長が決定) 主な内容: (イ) 核兵器国に対する核兵器その他の核爆発装置またはその管理の移譲および核兵器その他の核爆発装置の製造, 取得に関する援助等の禁止 (第1条) (ロ) 非核兵器国の核兵器その他の核爆発装置の, またはその管理の受領および核兵器その他の核爆発装置の製造, 取得等の禁止 (第2条) (ハ) 非核兵器国の全核物質に対するIAEAの保障措置の適用 (第3条) (ニ) 平和的利用のための設備, 物質及び技術情報の交換の保証 (第4条) (ヘ) 核爆発の平和的応用から生ずる利益の非核兵器国に対する提供 (第5条) (コ) 核軍縮の推進 (第6条)</p>
<p>3) 廃棄物その他の物質の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 (ロンドロ条約) (1975年8月30日発効, 1977年4月14日現在32カ国批准, 日本は1973年6月22日署名, 1980年批准,) 主な内容: (イ) 有機ハロゲン化合物, 水銀, カドミウムおよびカドミウム化合物, 耐水性プラスチック, 高レベル放射性廃棄物などの特定の有害物質の海洋投棄を全面禁止または規制することによって海洋汚染の悪化を防ぐ。 (ロ) IAEAにより海洋投棄が不適当と定義される高レベル放射性物質の船舶, 航空機, 海洋施設等からの海洋投棄は禁止される。 (ハ) 上記以外の放射性廃棄物の海洋投棄は, 特別許可を要する。</p>
<p>4) 原子力科学技術に関する研究, 開発及び訓練のための地域協力協定 (Regional Cooperative Agreement for Research, Development and Training Related to Nuclear Science and Technology: RCA) (1972年6月12日発効, 1978年8月31日現在13カ国加盟, 日本は1978年8月25日加盟,) 目 的: RCA協定は, アジア, 太平洋及び横東地域のIAEA加盟国間の原子力科学技術, 特に放射線, アイソトープの利用に関する研究, 開発および訓練の推進協力を目的とする。</p>

とはOECD・NEAについてもいえる。

7. 核拡散防止条約 (NPT) と国際協力

- (1) 1957年以来, 国際原子力機関を中心に, 世界の原子力平和利用の推進と軍事利用への転用防止をはかってきたにもかかわらず, 1964年中国が独自に核爆発実験を行うにいたり, 米・ソはさらに一層不拡散政策を徹底させる目的で核拡散防止条約 (Nuclear Non-Proliferation Treaty = NPT) を提案, 1970年これを発効させた。わが国も議論はあったが, 原子力平和利用を確保するという立場から調印, 1976年6月これを批准した。(加盟国102カ国)
- (2) NPTは米・ソ・英・仏・中の5カ国以外の核兵器開

発, 保有, 利用を禁止するとともに, 非核兵器国の平和利用の発展に積極的に協力することとし, 他方核兵器軍縮を誠実に推進することを定めている。

- (3) NPT体制においては, 非核兵器国が保有し利用するすべての核物質はIAEAの保障措置下におかれる。これをFull-scope Safeguardsと称している。すなわち, それまで援助国から提供を受けた資材, 設備等のみがIAEA保障措置下におかれていたのに対し, NPT下では, 自国産のウラン等もすべて保障措置の対象とされる。
- (4) 一方, 核保有5カ国には, IAEA保障措置適用の義務はなく, 単に任意提供 (Voluntary Submission)の道があるのみである。また条約成立後核軍

表4 原子力関係国のカテゴリー別比較一覧表

	自由主義国 NPT批准(加入)	自由主義国 非NPT加盟	社会主義国 NET批准(加入)	社会主義国 非NPT加盟
原子力 運転発電 中の所を 国	① 韓国(米, 加, 仏) ② オランダ(西, 独, 米) ③ ベルギー(米) ④ スイス(米, 西独) ⑤ イタリア(米) ⑥ フィンランド(ソ連, スウェ)	① 台湾(米) ② インド(米, 加) ③ パキスタン(加) ④ アルゼンチン(加, 西独) ⑤ ブラジル(米, 西独) ⑥ スペイン(米, 西独)	① 東ドイツ(ソ連) ② チェコスロバキア(ソ連) ③ ブルガリア(ソ連) ④ ユーゴスラビア(米) ⑤ ハンガリー(ソ連)	
建設中 原子力 発電所を 国	① フィリピン(米) ② メキシコ(米)	① 南アフリカ(仏)	① ルーマニア(加)	
原子力 計画 中の所を 国	①インドネシア ⑦エジプト ②タイ ⑧アイルランド ③パングラディシュ ⑨ルクセンブルグ ④イラク ⑩ポルトガル ⑤シリア ⑪デンマーク ⑥トルコ ⑫ギリシャ	① イスラエル	① ポーランド	① 中国
原子力 持たず 的計画 ない所を 国	①スリランカ ⑥オーストラリア ②マレーシア ⑦イラン ③ベネズエラ ⑧オーストリア ④エクアドル ⑨ノルウェー ⑤ペルー	① チリ ② コロンビア (NPT 署名済)		

(注)・国名に続く()は発電炉の主契約国を示す。
・社会主義国は中国および東欧諸国のみとした。

縮がほとんど進展せず、むしろ拡大するおそれがあること。また約束された平和利用面での積極的協力が捗々しくないことなど、NPT体制の不平等性が指摘されている。

(5) このような事情のため、米・ソの協力にもかかわらず、フランス・スペイン・インド・パキスタン・イスラエル・南ア共和国・アルゼンチン・ブラジルなどNPT未加盟国があり、NPT体制外で原子力開発利用を進めている。但し多くの国はfull-scopeでないIAEAの保障措置を受け入れている。(表4参照)

(6) 米国はIAEA保障措置、NPT体制を補完する方策として、英、加、仏、西独、日本など原子力機器資材輸出能力を有する諸国と非公式に協議し、ロンドン・ガイドラインと称する輸出規制方式をまとめ、その適用を参加各国に要請している。(15カ国)

8. 原子力安全分野における国際協力

(1) 原子力発電所建設運転が事業化するにともない、原子力安全研究開発が、エネルギー分野の重要な国際協力対象とされている。とくに、1979年の米国スリーマイル島原子力発電所事故以来重視されてきている。

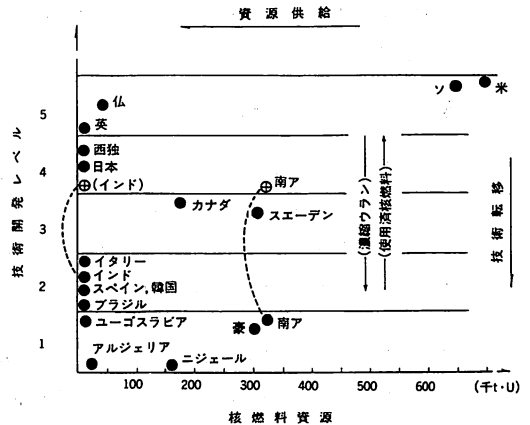


図-1 核における技術と資源の分布態様

(注) 資源軸：確認ウラン埋蔵量を参考 (特徴)
技術軸：核燃料サイクル技術の開発度を参考 1. 資源の極端な偏在
2. 技術の比較的連続な分布→技術の拡散現象の結果

レベル5 全技術を所有
レベル4 全技術の開発中
レベル3 自主開発動力炉を所有
レベル2 動力炉を使用
レベル1 研究炉等を使用

④ 部分的に高い技術開発を行っているもの

(2) 工学的安全研究については、米国 LOFT 計画への参加 (OECD・NEA を通ずる多国間協力) などのほか双務的取きめにもとづく米・日・仏・西独・E

Cなどとの間の試験研究機関の研究交流が盛に行われている。

- (3) 他方、安全基準の国際化については、主として国際原子力機関の NUSS 計画への参加、又は 2 国間協力によって各国の試験研究成果が国際的にとりまとめられ、特に開発途上国協力で効果を上げている。
- (4) 原子力安全と関連し、開発途上国における原子力施設の安全審査委託要請が国際原子力機関で受け入れられており、さらに緊急時における協力問題も国際の場で屢々論じられている。
- (5) 最近の傾向として、稼働中の原子力発電所の安全運転について国際専門家チームによる診断指導を求める要望があり、また地域的予備部品対策の提案もある。
- (6) 各国の原子力発電計画の進展にともない、原子力安全についても、工学的安全から次第に環境安全、とくに廃棄物管理に関する国際協力が課題とされてきている。
- (7) さらに新燃料のほか、使用済燃料、プルトニウムなどの国際輸送が増加し、これに対処するため放射性物質輸送容器基準の設定、また核物質防護のための国際条約の場として国際原子力機関の活用がはかられている。

9. 開発途上国の国際協力

- (1) 原子力開発利用は総合的科学技术知識を必要とし、かつまた一般に設備機器に要する資金負担も大きい。このため開発途上国の自主的努力のみにては発展困難なので、先進工業国に対する協力要請が強い。
- (2) これまで開発途上国への協力は、もっぱら IAEA など国際機関を通ずる国際協力の推進に主眼がおかれ、わが国も IAEA の技術援助プログラムに多額の醸出を行っているほか、とくにアジア太平洋地域における地域協力協定 (RCA) に参加し、積極的な協力を展開している。
- (3) 協力の主たる範囲は当面、アイソトープ、放射線の利用或いは研究炉の利用に関する分野とされているが、地域内諸国にも漸次エネルギー政策上原子力発電計画を進めたい意向が増えつつあり、この分野に対する協力の要請が次第に高まりつつある。(中小型原子炉開発を含む)
- (4) このような情勢にともない、米・仏・英・西独・伊等の諸国は開発途上国との間の双務的協力関係の強化に努めており、わが国としてもアジア太平洋地

域における諸国との間の直接投資及び協力の道を開拓する必要性が感じられている。

- (5) 一方において 1976 年米国原子力学会の唱導の下に開催されている環太平洋原子力会議の動向がある。ほぼ 2 年毎に廻りもちで開催されている同会議では最近とくに地域的協力機構として具体的方策を打ち出す場の役割をもたせようとの傾向が見られる。この傾向は一つには開発途上国の中から原子力中進国ともいべきグループが出現してきたことと無関係ではない。
- (6) 多くの開発途上国には、原子力技術移転がすすまないで、このままでは技術的、経済的ギャップが広がるばかりという南北問題の意識があり、また核拡散防止政策の強化にともなう流通制約の増大と、平和利用面における協力との間のアンバランスに対する不満が積りつつある。このことは世界の原子力平和利用の健全な発展をねがう立場からは放置できない問題であり、先進工業国の一翼をになうわが国としても、開発途上国への国際協力を積極化し強化する必要が痛感される。
- (7) さらに国内における原子力発電所建設・運転・管理体制がようやく安全レベルに達し、また原子力産業技術も国際的に高い評価を受け、その生産能力が国内市場の必要性を上廻る状況となってきたことも、海外への市場開拓についての意欲をそそ一因となっている。

10. わが国の開発途上国協力政策

- (1) 昭和 57 年 6 月に決定された原子力開発利用長期計画には、原子力分野におけるわが国の協力に対する開発途上国の期待に積極的に対応、今後開発途上国に対する技術協力等原子力分野における国際協力を活発化する必要があるとの指摘がなされている。
- (2) 原子力委員会はこのため、58 年 8 月、開発途上国協力問題懇談会を設置し、約 1 年間にわたり、開発途上国の原子力開発利用の現状と、問題点等について調査、検討し、官民を含めたわが国全体の開発途上国協力のあり方について審議を行い、その結果を 59 年 9 月報告書として発表した。
- (3) 報告書には、原子力分野における開発途上国協力の意義、開発途上国の原子力開発利用の現状とわが国への協力期待の高まり、わが国の原子力分野における開発途上国協力の現状と問題点が述べられ、最後に今後の原子力分野の開発途上国協力のあり方

ついて以下のごとく指摘している。

- I) 基本的考え方として、原子力開発においては安全性の確保を大前提としているので、他の分野の産業開発より以上に研究、技術、経済の基盤の充実整備が不可欠であるから、長期的計画的に取り組む、相手国の真のニーズに即して協力を進めていくことが重要である。
- II) 協力の方法としては、人材交流が最も重要であり平等、互恵の精神に則った国際研究協力推進が必要である。
- III) 当面の協力相手国としては、わが国と経済的にも地理的にも特に関係が深く、原子力分野におけるわが国への協力期待が高い、アセアン、中国、韓国等近隣諸国に重点をおくことが適当である。
- IV) 協力の分野としては、①RI・放射線利用 ②研究炉利用 ③原子力発電 ④原子力の安全確保及び核物質管理 ⑤原子力安全性研究 ⑥ウラン資源の探査開発に関する協力等があげられる。
- V) 開発途上国協力拡充への国の課題としては、人材交流の強化を中心として所要の施策について主導的役割を果し、今後増加が見込まれる二国間ベースの協力について必要に応じ、原子力協定を締結するなど適切な枠組みを作っていくことが必要である。

さらに、国際協力事業団（JICA）、原研等政府関係研究機関、民間各機関、大学の役割にふれる。

- VI) 最後に開発途上国との協力においても、厳に平和目的に徹するとともに国際的な核不拡散動向にも配慮していくことが必要であり、原子力協力協定がない場合には、ロンドン・ガイドライン等の国際的に合意された基準に従い、必要な措置をとりつつ進めるのが適当としている。

11. 原子力産業と国際協力

- (1) 原子力産業の立場から国際協力の推進を考える場合、他の産業分野以上に種々の国際的制約を受けざるを得ないことが多い。一般的な貿易上の問題とは別に核拡散防止政策からくる諸問題があるからである。
- (2) したがって、国際協力が主として先進工業国間で行われている限りでは、既にほとんど必要な枠組みができ上っており、その枠組みの中での協力は、なお制約を受けることはあってもほぼ予測可能な範囲にある。しかし開発途上国との間の二国間協力とな

ると必要な枠組みが出来上っておらず、予測不可能な、かつ不安定な要素が入ってくるのを避けられないという不利がある。

- (3) このため、従来からRI・放射線の利用のごとく、安全上の問題のほかに特別の国際的な政治制約のない分野の協力にとどまらざるを得ない状態にあった。しかも、これらは必ずしも他の諸国にくらべ積極的であったとはいえない、相手国の産業経済メカニズムの未成熟のほか政治的安定度の問題もあるためである。
- (4) 今後、産業界として発展途上国との協力を発展させるためには、政府および関係機関と協力し、相手国のニーズを適確に把握するとともに、リスクをできるだけ低減する措置が必要である。

このような情況に対処するため、昭和58年7月、日本原子力産業会議内に国際協力センターが設置された。

- (5) 同センターは、現在、各産業分野代表、学界、政府関係機関よりの委員および外務・科学技術・通産各省庁のオブザーバーをもって構成される運営委員会によって運営され、アセアン諸国並に中国を除く近隣諸国との国際協力活動における産業界の調整役の機能を果してきている。今後これら諸国との国際協力の一段の発展が期待される。

